

工事請負契約約款

第1条 受注者は、約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、設計書、仕様書、現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、工事を施工しなければならない。

2 仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

3 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

第2条 受注者は、発注者の指示、承諾又は協議により工事を施工するものとし、この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

第3条 受注者は、この契約締結後に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

第4条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において発注者の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第5条 受注者は、設計図書において発注者の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の内容を変更し、又は工事を一時中止することができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更するときは、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

第7条 受注者は、天候の不良等受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示し書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第8条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、該当検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の検査に合格した旨の通知を受けたときは、当該工事目的物の引渡しをするものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完了とみなして前各項の規定を適用する。

第9条 受注者は、前金払いを請求することができない。

- 2 前条第3項の引渡しをした後、請負代金の支払いを請求することができる。
- 3 発注者は、前項による請求があったときは、請負代金を支払わなければならない。

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、かつ、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る再委託契約その他の契約の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したとき認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

- (5) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第11条 契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

第12条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第13条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から2年以内（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合は、1年以内）に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。